

平成30年7月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月10日(火) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

~~(2番) 岩坂 博行~~

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

~~(7番) 平川 真由美~~

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

地区推進委員

高岡 重盛

~~木崎 俊充~~

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(2人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、2番・7番委員と川辺地区推進委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。只今から、平成30年7月相良村農業委員会総会を開会します。相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、4番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が11案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、審議します。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字四浦西字平川、畑3筆の11,586㎡で3条の使用貸借となりまして、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。</p>
議長	<p>引き続き、本件について四浦地区推進委員に報告お願いします。</p>
四浦推進委員	<p>この案件は親子間の使用貸借につき、何ら問題ないと思われま</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と四浦地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字朝の迫、畑1筆で2,018㎡の有償移転の案件で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員から報告をお願いします。</p>
川辺推進委員	<p>7月4日に10番委員と現地立会をしまして、譲渡人と譲受人とは同一人物で、会社法人に売買するということになっています。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号3、大字川辺字別府原及び大字柳瀬字新並木、畑5筆10,151㎡です。3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区については10番渡邊委員からの報告を、柳瀬地区に関しては柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬・川辺委員	<p>柳瀬地区に関しましては、7月8日に本人と連絡をとりまして個人から会社に売買という形で、親族関係になるので何ら問題ないです。川辺も何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び関係委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
	<p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字二俣、畑1筆の271㎡です。3条の使用貸借で貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>7月5日ぐらいに、柳瀬地区推進委員と現地の立会をしまして、親子間の使用貸借となりますので、何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び3番委員からの報告がありました</p>

議長	<p>が、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について</p>
議長	<p>議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、審議します。 1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号1大字柳瀬字風呂前、田5筆の285.44㎡です。農地法第5条での所有権移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は、114,000円です。転用目的はもみ殻を置く場所と聞いております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬委員	<p>柳瀬の営農組合の横に籾摺りの籾殻を置く場所として30センチくらい地上げして置きたいとのことでした。地上げしても何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ</p>

議長	<p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします</p> <p>議案第21号 農業経営基盤協会促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）</p>
議長	<p>議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権貸借についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字風呂前、田1筆837㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬推進委員	<p>先日、前の件と一緒に伺いまして聞き取りしました。何ら問題ないと思われまます。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること</p>

議長	<p>に決定いたします。 次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字十島、田1筆の1,755㎡です。使用貸借の再設定案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおおります。期間は5年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬推進委員	<p>先日、伺い聞き取りしました。親戚関係にあり、再設定の案件でもありますので、何ら問題もないと思われまます。以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字佐土原、畑1筆の1,283㎡です。賃貸借の新規案件で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおおります。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>7月5日に本人と会いまして、記載のとおり間違いありません以上報告します。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に4番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字堀内、畑1筆の271㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての所有権移転についてご説明いたします。番号1大字柳瀬字藏城、田1筆の607㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は200,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬委員	この案件は、前々回の保留になった案件でございまして、又貸しのような形になっていましたので、正式に売買が成立いたしましたので、何ら問題ないと思われます。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による 農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第22号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字堀内、畑の271㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は、議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で、期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに定めます</p> <p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>
事務局	<p>その他</p> <p>毎年、農地パトロールを8月に実施していますので、8月9日にパトロールしたいと思いますが、よろしいですかね、詳しい日程は後日送付しますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について</p> <p>8月10日、(金)曜日、午前9時から</p>
議長	<p>閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午前9時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年7月10日

相良村農業委員会

署名委員 3番 ⑩

署名委員 4番 ⑩